

国税庁長官（ 国税局長 ） 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地

酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事

氏 名

印

交付金交付申請書

下記のとおり交付金の交付を受けたいので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第10条の規定により、申請します。

記

- 1 酒類業組合（連合会、中央会）の名称
- 2 酒類業組合（連合会、中央会）の所在地
- 3 酒類業組合（連合会、中央会）の地区
- 4 前月中に使用した酒類業組合（連合会、中央会）の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費の金額及びその費途別の内訳
- 5 酒造組合（連合会、中央会）については、前年中にその（間接の構成員たる）組合員が当該酒造組合（連合会、中央会）の地区内にある製造場から移出した酒類（当該酒造組合（連合会、中央会）の組合員（会員）たる資格に係る種類の酒類に限るものとし、酒税法第28条第1項及び第29条第1項の規定の適用を受けて移出した酒類並びにその製造場へもどし入れた酒類及び他の製造場から移入し、さらに移出した酒類を除く。）の合計数量並びにその種類別、品目別及びアルコール分別の数量
- 6 酒販組合（連合会、中央会）については、前年中にその（間接の構成員たる）組合員が当該酒販組合（連合会、中央会）の地区内にある販売場において販売した酒類（当該酒販組合（連合会、中央会）の組合員（会員）たる資格に係る種類の酒類に限る。）の数量